

お客さま各位

空知商工信用組合

## 空知しんくみ振込規定および当座勘定規定の改定のお知らせについて

当組合では、全銀システムの稼働時間が拡大される平成30年10月9日(火)より、24時間365日の即時振込と振込の即時入金が可能となります。

これに伴い、空知しんくみ振込規定および当座勘定規定(一般当座口・専用約束手形口)を下記の通り一部改定し、平成30年10月9日以降、新規定によりお取り扱いさせていただきます。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引されているお客様にも適用されます。

## 記

## 1. 空知しんくみ振込規定

(下線部分に変更箇所)

改定前	改定後
<p>4. (振込通知の発信)</p> <p>(1) 振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。</p> <p>①電信扱いの場合は、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。</p> <p>②文書扱いの場合には、依頼日以後5営業日以内に振込通知を発信します。</p> <p>(2) 窓口営業時間終了後および金融機関の休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、電信扱いのときは依頼日の翌営業日に、また、文書扱いのときは依頼日以後5営業日以内に振込通知を発信します。</p>	<p>4. (振込通知の発信)</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 窓口営業時間終了後および金融機関の休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、電信扱いのときは依頼日の<u>当日に振込通知を発信します。ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。</u>また、文書扱いのときは依頼日以後5営業日以内に振込通知を発信します。</p>

2. 当座勘定規定（一般当座口）

（下線部分が変更箇所）

改定前	改定後
<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>①呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。</p> <p>②手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>	<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>①同左</p> <p><u>②呈示された手形、小切手は呈示日の15時までに当座勘定に受け入れまたは振り込まれた資金により支払います。なお、15時以降に入金した資金を支払に充当したとしても当組合は責任を負わないものとします。</u></p> <p>③手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>

3. 当座勘定規定（専用約束手形口）

（下線部分が変更箇所）

改定前	改定後
<p>第10条（支払いの範囲）</p> <p>①呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。</p> <p>②手形の金額の一部支払はしません。</p>	<p>第10条（支払いの範囲）</p> <p>①同左</p> <p><u>②呈示された手形は呈示日の15時までに当座勘定に受け入れまたは振り込まれた資金により支払います。なお、15時以降に入金した資金を支払に充当したとしても当組合は責任を負わないものとします。</u></p> <p>③手形の金額の一部支払はしません。</p>

以上